

2021年8月20日

日本原燃株式会社

7/2 面談時に後続分での反映としていた項目の対応方針について

廃棄物埋施設保安規定の事業変更許可申請書を反映した変更認可申請の形態に係る 2021 年 7 月 2 日の原子力規制庁殿との面談において、本年 10 月以降の発電所廃棄物受入に対応するために事業変更許可申請書から運用で担保すべきとして抽出した事項を先行して反映する分割申請としたいことを申し入れましたが、面談の結果を踏まえて、事業変更許可申請書における覆土完了までの事項を全て取り込んだ形で変更認可申請を行うことを弊社として判断いたしました。

面談資料で後続分での反映としていた項目について、変更の概要及び対応方針を別表のとおり整理しました。

なお、次回以降に変更とした項目につきましては、弊社内での検討の進捗を踏まえ、適切な時期に変更認可申請いたします。

別表 7/2 面談時に後続分での反映としていた項目の対応方針について

以 上

別表 7/2 面談時に後続分での反映としていた項目の対応方針について

項目	変更の概要	対応方針
事業変更許可を得た3号廃棄体や1号埋設設備に埋設する廃棄体に関する廃棄体技術基準の反映	3号廃棄体や1号7, 8群に埋設する廃棄体について、廃棄体種類、埋設設備への定置に係る規定、廃棄物受入基準を追加する。	【今回変更】 事業変更許可申請書に基づく変更であることから、今回の変更認可申請に反映した。
事業変更許可申請書とは関係しない要領類の見直し	施設管理に関して、より効率的かつ合理的な要領体系となるように自主的改善を検討中であり、要領変更に際して、第6条表1の「文書名」及び「品質マネジメントシステム計画以外の関連条項」を変更する。	【次回以降に変更】 現状は不適合状態にはないこと、要領体系を検討中であることから、今回の変更認可申請には反映しない。
自主検査に係る検査課の独立要件の見直し	検査員の被検査部署からの独立性確保のために、保安規定第18条及び第25条の独立の要件を再処理施設保安規定（組織独立を規定）との整合を踏まえて見直す。	【変更なし】 埋設施設には組織独立にかかる法令要求はないことを踏まえて再検討した結果、現行規定で問題ないと判断したため、変更対象から取り下げる。
品質・保安会議の議長変更	第11条第2項「品質・保安会議は、副社長（安全担当）を議長とし、（略）」と規定されているが、より柔軟な対応ができるように変更する。	【次回以降に変更】 品質・保安会議は全社大の会議体であり、変更について全社大で検討中であるため、今回の変更認可申請には反映しない。
その他	事業変更許可申請を踏まえた下記の放射線管理上の規定の追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第36条および第43条における一時立入者の追加</li> <li>・第38条および第46条における放射線量等の表示に係る運用の追加</li> <li>・別表15及び別表16におけるモニタリングポストの追加</li> </ul>	【今回変更】 事業変更許可申請書に基づく変更であることから、今回の変更認可申請に反映した。